

事業者の皆様へ

別紙

○令和3年6月1日～6月20日

- 1 飲食店等に対する要請（令和3年6月1日～令和3年6月20日）
- ・まん延防止等重点措置区域内(横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町に加え、平塚市、小田原市、秦野市)の飲食店等に対し、5時から20時まで(酒類の提供は終日停止(店内持込を含む))の時短営業【要請】

(酒類及び飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の提供は終日停止)

・まん延防止等重点措置区域外(その他区域)の飲食店等に対し、5時から21時までの時短営業【要請】

(酒類の提供は11時から20時まで・酒類の提供は提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応)

・時短要請に応じていただいた店舗に対して、措置区域・その他区域とも、協力金を支給

その際「感染防止対策取組書(市町村のステッカーを含む)などの掲示」及び「マスク飲食の推奨」、「飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止」などを条件

措置区域においては、酒類の提供(店内持込を含む)を終日停止も条件

2 その他の施設(人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設)に対する要請等

①時短要請等は下表のとおり

第35回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請	
	床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、 ゴルフ練習場、バレーボール練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請	
	床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 競馬投票券発売所、場外車券売場 など	床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※	
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ

※上記の時短要請に応じていただいた措置区域内の1,000平米超の施設に対して協力金を支給

②その他措置等（時短要請等以外）については下表のとおり

第35回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料（抜粋）

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など		
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ	

③①②の施設で共通の措置等は下表のとおり

第35回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料（抜粋）

措置区域	その他区域
○ 店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）停止等の働きかけ ○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ ○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ ○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。 ○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）	

3 イベントの開催制限について

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

併せて時短営業（無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外）や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

措置区域内は、酒類の提供（店内への持込を含む）は終日停止の働きかけ【お願い】

時 期	収容率	人数上限	イベント開催時間
5月12日以降	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人	措置区域：5時から21時まで
			措置区域外：5時から21時まで

※ 既存販売分については適用しない

4 大学や学校への要請について（～令和3年6月20日）

学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

感染防止のための所要の措置を講じること

寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知の徹底

5 高齢者施設等への要請

県又は保健所設置市が行う施設従事者へのPCR検査の受検を促すよう要請

6 その他（お願い事項）

飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化

店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践

感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守